

平成26年

東部知多衛生組合議会
第2回定例会会議録

平成26年8月20日（水）開会

平成26年8月20日（水）閉会

東部知多衛生組合

平成26年東部知多衛生組合議会第2回定例会会議録

平成26年東部知多衛生組合議会第2回定例会は、平成26年8月20日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 鈴木 隆 2 番 上西正雄 3 番 浅田茂彦
4 番 堀田勝司 5 番 伊藤 清 6 番 前山美恵子
7 番 森本康夫 8 番 田崎守人
10 番 大村文俊 11 番 竹内一美 12 番 渡辺 功

2 不応招議員

9 番 高橋和夫

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成26年8月20日(水) 午前 9時56分 開会

平成26年8月20日(水) 午前11時00分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 石川英明 副管理者 神谷明彦 副管理者 竹内啓二
副管理者 岡村秀人 監査委員 古橋洋一 会計管理者 福井芳信
事務局長 高場智明 業務課長 久米繁治 総務課長 杉浦尚二

業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 副主幹 福島智宏
庶務係長 浅田貴志 施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 高場智明 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		一般質問
日程第4	報告第4号	例月出納検査報告について
日程第5	認定第1号	平成25年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木 隆）

皆さん、おはようございます。

皆様方におかれましては、各市町の9月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、過日、7月10日に実施されました、ごみ処理施設整備検討員会に係る行政視察につきましては、皆様方のご協力をいただきまして、有意義な視察ができた事を、まずもってお礼を申し上げます。

引き続き、ご協力を賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、議事に入る前に、豊明市の堀田議員から母上のご葬儀のお礼挨拶の申し出を受け賜っておりますので、堀田議員、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（堀田勝司）

おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

過日、私の母が6月5日に亡くなりました折には、葬儀並びにご会葬をいただきまして、誠にありがとうございました。

この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

大変ありがとうございました。

○議長（鈴木 隆）

続きまして、会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。

管理者から全員協議会の開催要望があり、議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。

定例会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。また、全員協議会終了後には、現在、建設中の最終処分場の現地見学を事務局から申し出がありました。

大変お忙しい中ではありますが、約15分ほどのお時間をいただきまして、現地をご案内いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

東浦町の高橋和夫議員に関しましては、欠席の届出がありましたのでご報告させていただきます。ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成26年東部知多衛生組合議会第2回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、平成26年東部知多衛生組合議会第2回定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、先月、先程議長のお話のように、7月に実施されましたごみ処理施設整備検討委員会に係る行政視察につきましては、私共も同行をさせていただきまして、今後の施設整備の計画的な事業実施に向けて大いに参考にさせていただきまして、この一大重要事業を慎重かつ計画的に事業進捗を図ってまいりたいと存じておりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、平成25年度の決算認定を提出いたしております。また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただきまして、「ごみ処理施設建

設工事公募型プロポーザル方式公告について」をご報告させていただくと共に、全員協議会終了後には、現在、建設中の最終処分場の現地見学を予定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、4番 堀田勝司議員及び10番 大村文俊議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。

それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、前山美恵子議員、自席にてお願いいたします。

○6番議員（前山美恵子）

では、議長より質問の機会をいただきましたので、一般質問を自席にてしたいと思います。

1点目として、前回に続きシャフト炉式ガス化溶融炉に関して、「高効率ごみ発電施設」について質問をいたします。前回の全員協議会で、ガス化溶融炉の規模が100トンの炉を2基設置すると説明がありました。210トンの予定が200トンになった訳ですから、建設費も6億円程度少なくなると思います。さて、ガス化溶融炉と共にセットで国が推奨しているのが高効率発電設備、当組合でも導入したいとのことでありました。その1点目の質問として、溶融炉の規模が200トンと決まりましたが、それに伴うごみ発電設備の規模をどのように見込んでおられるのかお答えください。

2点目として、国は25年度に引き続き、26年度予算に高効率エネルギー利用のための方針が提起されました。交付金2分の1の方向性がそれによって示されています。その条件が従前より更に先進的な高効率エネルギー利用施設に2分の1交付金を重点化するとあります。なぜ高効率エネルギーかといいますと、20年3月の閣議決定で廃棄物処理施設整備計画における総発電能力の目標を国は決めました。それは24年に発電量250万キロワットを目標としていたのですが、それに対して実績は174万キロワットの発電量でした。そこで国は、25年の閣議決定で新たな廃棄物処理施設整備計画に焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギーを確保していく必要があるとして、高カロリーごみによる発電能力の更なる向上を目指すようにと促しています。これに対して本衛生組合としてどう臨んでいかれるのでしょうか。お聞かせください。

2つ目の質問として、本衛生組合の「組合だより」を発行してはいかがでしょうか。地方自治体で行う事務のうち、一部事務組合で行っている方が相応しい効率性・効率的であるような事務については、一部事務組合として共同で任務を行っているわけであります。しかし、このように住民生活に関わりが深い衛生組合ですけれども、一部事務組合は住民から遠い存在になり、関心が今一度深くはありません。住民に開かれた一部事務組合として会報を必要に応じて発行してはいかがでしょうか。近隣では尾三衛生組合、そして中部水道企業団などが年に2回ほど発行しておりますが、参考にしていただけないでしょうか。お答えください。以上です。

○議長（鈴木 隆）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

最初に私から基本的な事項についてお答えしまして、個々のご質問につきましては、事務局長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

ご質問のシャフト炉式ガス化溶融炉に係る「高効率ごみ発電設備」につきましては、ごみを焼却する過程で発生するエネルギーを最大限に活用した高効率発電等、低炭素社会の形成を目指すものでございます。

現在、平成31年度の供用開始に向けまして、協議検討をしております新ごみ処理施設の建設事業につきましては、いよいよ技術的に最適な事業者を選定する大変重要な時期が迫ってまいりました。

本建設事業の業務内容は、高度で、専門的な技術を求められることから、有識者で構成する「ごみ処理施設整備検討委員会」に技術支援をいただき、検討を進めているところでございます。

組合といたしましても、構成市町から日々発生する一般廃棄物を、将来に亘って滞ることなく安定かつ確実に処理・処分できるように努めまして、事業進捗を図ってまいりたいと存じており

ますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

個々の質問につきましては、事務局長から答弁させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

それでは、質問の1点目「シャフト炉式ガス化溶融炉に係る高効率発電設備」についてお答えさせていただきます。

先ず、1点目の「溶融炉200トン規模と決まったが、ごみ発電設備の規模をどのように見込むのか」につきましてご説明申し上げます。

昨年度から今年度にかけて、学識経験者等で構成いたします「ごみ処理施設整備検討委員会」にて発注仕様書の作成を進めておるところでございます。

新たなごみ処理施設規模等につきましては、2月及び5月の全員協議会においてご説明いたしましたとおり、「1日当たり200トン（100トン炉×2炉）」といたしました。

ごみ発電設備の規模につきましては、平成26年4月1日付で循環型社会形成推進交付金要綱及び取扱要領の改正がございまして、新たに「エネルギー回収型廃棄物処理施設」が交付対象事業に加えられました。また、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」の中で、交付率が2分の1となる要件が示されました。

従来の高効率ごみ発電施設との交付要件の違いでございますが、施設規模が1日当たり200トンの施設では、発電効率が15.5パーセント以上であったものが、今回はエネルギー回収率、これは発電効率和熱利用率を合わせたものでございますが、このエネルギー回収率が17.5パーセント以上となりました。その他にも、新たに災害廃棄物処理体制の強化や二酸化炭素排出量の目安への適合等が求められておるところでございます。

この内容を受けまして、新しいごみ施設の建設におきましては、現在作成いたしております発注仕様書の中で、発電効率や施設内及び場外余熱利用施設の温水プールでの熱利用を図りまして、エネルギー回収率17.5パーセント以上となることや、災害に強い施設、温室効果ガス発生抑制を求めまして、適合する施設建設を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の「国、26年度予算に「高効率エネルギー」利用のための方針が提起され、交付率2分の1が継続されることとなった。条件が従前より更に先進的な高効率エネルギー利用施設に2分の1交付金を重点化するとしている。ということになっておりますが、本組合としてどのように臨むのか」についてを、ご説明申し上げます。

今年度に示されました「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」では、先程申し上げました発電効率だけではなく施設内での給湯や冷暖房、プールや隣接する施設等への熱供給を含んで熱利用率としてくわえたエネルギー回収率を交付要件といたしております。

また、平成25年5月に閣議決定をしました国の「廃棄物処理施設整備計画」では、重点目標の1つといたしまして、ごみの排出抑制や最終処分量の削減を進め、ごみのリサイクル率の目標値を22パーセントから26パーセントへ引上げております。

これらを鑑みまして、当組合におきましては、温水プールへの熱供給を継続し、また、国が示します循環型社会形成推進基本法による「循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に示されました目標値に沿いまして、ごみの発生量、そのごみの処理方法、処理量及び排出抑制等につきまして、構成市町と連携を図り事業を進めてまいり所存でございます。

次に、ご質問2点目、「組合だより」の発行についてでございますが、近隣の一部事務組合におきまして、一般廃棄物の適正な処理状況と組合事業運営等についての情報を地域住民に提供するために発行している状況は確認させていただいております。

当組合におきましては、平成15年に組合のホームページを開設いたしまして、既に11年が経過しておりますが、同様の内容の周知を図り、時に応じて構成市町の広報を通じて組合の事業運営等についてお知らせいたしているところでございます。

特に組合の事業運営等につきましては、「東部知多衛生組合財政状況の公表に関する条例」の規定に基づきまして、収入及び支出の状況、住民の負担状況、財産及び公債費の現在高の状況を毎年6月と12月の年2回、構成市町の広報に掲載するとともに組合のホームページでも周知を図っているところでございます。また、一般廃棄物の搬入基準等、組合の一般廃棄物の適正な処理に関しましても、住民の皆さんにお知らせをする情報につきましては、構成市町の環境課と連携を図りまして、随時広報に掲載いたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

答弁は、終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。6番、前山美恵子議員。

○6番議員（前山美恵子）

詳しい説明をいただきまして、ご答弁いただきましてありがとうございます。

1点目について再質問させていただきます。

発電量だけでなく様々なエネルギーも換算して17.5パーセントで、これは何とかクリアするというお話でした。もともと先程、私が言いましたように発電量が目標に対して達成していな

いから、国がこれからどんどんネジを巻いていくというか、そういう状況で閣議決定もされた時も24年は実績で16パーセントの発電量だったのですが、これを29年には21パーセントにしろという目標を掲げてますからごみについては、高カロリーごみというのは、プラスチックが主に高カロリーのエネルギーが出るわけですので、ガス化溶融炉を使っているところは、プラスチックは燃やすごみになってますから、衛生組合の近隣は今、プラスチックは分別をしています。これから国がもっと発電量を大きくしないといけないからということで、どんどん圧力がかかってくるのではないかと懸念します。是非とも分別をする市民の意欲を尊重していただいて、国の矛盾した態度については、断固として当組合としては頑張っていたきたいと思います。

それから「組合だより」ですが、ホームページを中々訪れる人が少ないと思いますし、ごみについては、ごみを各家庭から収集していただければ、市民は関心が無いわけで、ごみは消えますものですから、そういう点でいろいろ関心を持っていただくのは、これからは分別の時代ですので、関心を持っていただくのに、こういう広報みたいなものを発行するといいいのかなと思います。これは直ぐと私は望んでいるわけではございませんが、今後に向けて年2回でも発行していただければと思いますので、直ぐではなく、将来的にはどうかということでお答えがいただければと思います。

○議長（鈴木 隆）

お答え願います、事務局長。

○事務局長（高場智明）

1点目のごみの発電量の話でございます。確かに高カロリーのごみを沢山燃やせば、その発電機における発電量は高くなってまいります。私どもといたしましては、処分させていただくごみの量というのは、ある程度把握いたしております。このごみというのは、市町村、構成市町が資源ごみ回収を今まで通り、より積極的に継続していただく範囲の中でごみが収集されておると解釈いたしておりますので、仮に今資源ごみ回収を止めましてペットボトル等の高カロリーのごみが沢山入ってまいりますと、私どもが今計画いたしております炉では対応しきれなくなってしまう。基本的に資源ごみ回収を止めて高カロリーのごみを燃やそうという考えは持っておりません。国の方の交付要綱でございます。これは量を求めておりません。回収率でございますので、私どもが設置しようとしております200トンの炉で高効率のエネルギー回収が17.5パーセントをクリアするレベルの中でのごみの溶融炉の整備と考えておりますので、新しくそれを18、19、20に上げようと考えておりませんのでご理解いただければと思っております。

それから2点目の広報紙の件でございます。確かに一般の皆様方にお知らせする一つの機会として組合が広報紙を発行するというのは、一つの手段かも知れません。6月と12月には市・町

の広報で組合の、先程申し上げましたように、財務関係の資料等につきましても掲載いたしております。基本的には広報と同時に「組合だより」を配布させていただきより手法がございません。そうしますと、同じ内容の物が1軒の家庭に2通届くという形になります。尾三衛生組合ですとリサイクルセンター等がございまして、自分たち施設での活動のお知らせみたいなものを掲載されているようでございますが、ここは構成市町から出されておりますごみを安全且つ快適に処理していくことが目的でございますので、その部分につきましては、今の広報のやり方で住民の皆様方に周知できておると思っておりますので、今後当面新しく組合として広報紙を発行しようとする考え方は持っておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 隆）

これにて「一般質問」を終わりたいと思います。

日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第4号、例月出納検査報告書が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明を願います。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第4号の補足説明を申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成25年度4月分から5月分及び平成26年度4月分から6月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成26年5月23日、6月25日、7月8日に関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これにて諸報告を終わります。

日程第5、認定第1号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

認定第1号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度決算を地方自治法第233条の規定に基づきまして、平成26年7月8日に監査委員の審査をお願いいたしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

それでは、認定第1号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、内容のご説明を申し上げます。

お手元に歳入歳出決算書、実績報告書を配付いたしておりますが、歳入歳出決算書、4ページをご覧いただきたいと存じます。

平成25年度の歳入合計は、収入済額の合計欄のとおり18億7,408万3,265円で、予算現額と比較で1,177万3,265円の増となり、収入率は100.6パーセントとなりました。増額となりました要因は、2款使用料及び手数料、4款財産収入及び6款諸収入によるものでございます。

次に5ページをご覧いただきたいと存じます。

歳出合計は、支出済額の合計欄のとおり18億4,177万3,283円。不用額の合計額は、2,053万6,717円で、執行率は98.9パーセントでございます。

不用額の要因といたしましては、3款衛生費と6款予備費によるものでございます。従いまして、歳入歳出の差引残額は3,230万9,982円となりました。

それでは、事項別明細の歳入からご説明申し上げます。

決算書の14、15ページをお開きください。実績報告書は5ページであります。

1款分担金及び負担金は9億6,814万1,000円で、歳入合計に占める割合は51.7パーセントでございます。前年度に比べまして1億4,389万8,000円、12.9パーセントの減額でございます。この要因は、平成24年度に単独事業で実施いたしました下水道接続施設改造工事が終了したために減額となったものでございます。構成市町の負担金の明細につきましては、備考欄に記載したとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料は2億606万4,041円、歳入合計に占める割合は11.0パーセント。前年度に比べ3.8パーセントの増でございます。

1目浄化センター使用料5万2,128円は、行政財産目的外使用料で電柱の支線と自動販売機1台の設置使用料でございます。

2目クリーンセンター使用料1億8,587万8,527円は、前年度と比較いたしまして568万4,849円、3.2パーセントの増でございます。うち、クリーンセンターの施設使用料は1億8,587万5,100円で、年間の有料ごみの搬入実績は1万2,972.99トンとなりまして、前年度より387.65トン増えております。

この有料ごみの内訳でございますが、家庭系ごみで、前年に比べ1.6パーセントの増、事業系ごみは、3.3パーセントの増となり、全体の搬入量といたしましては、3.1パーセントの増加となっております。

3目の温水プール使用料2,013万3,386円のうち、温水プール施設使用料1,988万5,400円は、昨年度と比較いたしまして183万3,990円、10.2パーセントの増で、入場者数といたしましては前年度より6,209人増の8万7,152人でございます。主な要因といたしましては、大人の利用者数と年3回開催いたしております水泳教室利用者によるもので、使用料の内容につきましては実績報告書の16、17ページの方に記載しております。

3款国庫補助金2億3,548万円は、ごみ処理施設整備及び最終処分場の整備に係ります循環型社会形成推進交付金であります。

ごみ処理施設整備費補助金1,463万7,000円は、ごみ処理施設の環境影響評価業務とごみ処理施設基本設計等作成業務に係るもので、最終処分場整備費補助金2億2,084万3,000円は、最終処分場の建設工事に係るものでございまして、いずれも対象事業費の3分の1の補助率となっております。

次に、決算書16、17ページをお願いいたします。

4款財産収入は2,543万4,110円で、歳入合計に占める割合は、1.3パーセントでございます。

1項1目の財産貸付収入557万4,581円は、葭野最終処分場など、9,569.9平方メートルを駐車場用地といたしまして住友重機械工業に貸付けた収入でございます。

2項1目生産品売払収入1,985万9,529円は、粗大ごみ処理施設から回収されました、鉄698.61トンとアルミ27.55トンの売払代金でございます。

売却単価の平均でございますが、鉄が1トン当たり2万6,188円、アルミは5万6,781円となりまして、量的な減少がございまして売却価格の上昇によりまして、前年度と比べまして252万2,425円の増額となっております。

5款繰越金3,283万8,654円は、平成24年度からの繰越金でございます。

6 款諸収入 3 0 2 万 5, 4 6 0 円は、組合預金利子及び雑入でございまして、雑入の主なものといたしましては、3 施設に設置してございます自動販売機の電気使用料及び廃家電等売却代等でございます。

7 款組合債 4 億 3 1 0 万円は、最終処分場建設事業債で、最終処分場建設工事に係る地方債の借入れでございます。

続きまして、決算書の 1 8、1 9 ページ歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費 4 9 万 6, 7 8 9 円、執行率は 9 7. 2 パーセントで、主な支出といたしましては、1 2 名分の議員報酬でございます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費 5, 4 2 0 万 2, 1 3 8 円で、執行率は 9 7. 5 パーセントでございます。主なものといたしましては、庶務係職員 4 名分の人件費と派遣職員負担金などで、前年度に比べまして 1 9 3 万円余の増額となっております。

8 節報償費の記念品につきましては、環境衛生週間のポスター募集に係る参加賞等で、管内の小学 4 年生、6 8 6 名の応募がございました。

次に 2 0、2 1 ページをお願いいたします。

1 9 節負担金、補助及び交付金は 1, 5 5 0 万 3 2 3 円で、不用額の 6 6 万 6, 6 7 7 円は、主に派遣職員負担金の精算によるものでございます。

2 目財産管理費 7 4 9 万 9, 1 8 6 円で、執行率は 9 8. 1 パーセントでございます。

1 3 節委託料 7 1 9 万 8, 2 7 5 円は庁舎内日常清掃委託始め、1 1 件の委託料でございます。

2 項の監査委員費 1 1 万 4, 7 5 6 円は、監査委員 2 名分の報酬でございます。

次に 2 2、2 3 ページをお願い申し上げます。実績報告書は、9、1 0 ページであります。

3 款衛生費 1 項 1 目浄化センター管理費は 1 億 6, 9 7 3 万 7, 7 7 1 円で、執行率は 9 7. 3 パーセントでございます。主な支出といたしましては、浄化センター職員 6 名分の人件費と施設の維持管理費で、平成 2 4 年度に単独事業で実施いたしました下水道接続施設改造工事が終了いたしましたので、前年度に比べまして 1 億 9, 3 2 2 万円余の減額となっております。

2 節給料は、職員給料に不足が生じたので 3 節職員手当から 3 万 1, 0 0 0 円を流用して執行いたしております。

1 1 節需用費 7, 2 3 5 万 5, 6 0 9 円でございます。消耗品費 3, 0 3 1 万 3, 9 2 7 円で、水処理や脱臭用の処理薬剤及び機械設備の補修用部品が主なものでございます。また、光熱水費 3, 6 0 1 万 2, 3 9 5 円でございますが、そのうちの 9 9. 5 パーセントは電気料でございます。

修繕料592万1,301円は、機械設備等の修繕14件と2トンダンプトラックなどの車両修繕料であります。なお、不用額272万8,391円の主なものは、光熱水費及び修繕料の執行残でございます。

次に、13節委託料996万6,705円は、処理水槽清掃委託など14件の委託料でございます。

次に24、25ページをご覧ください。

15節工事請負費2,033万3,250円は、破砕機補修工事始め6件の工事費で、この工事6件の平均請負率は92.9パーセントの結果でございます。前年度に比べ1億8,332万円余の減額となっております。工事請負費の減額の要因は、し尿処理水を下水道へ放流するための下水道接続施設改造工事が終了したことによるものでございます。また、次亜塩素酸ソーダ用タンク補修工事は、6款予備費から400万円を充用して工事施行いたしております。

18節備品購入費11万2,350円は、電子天秤の買替えによるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金は550万9,644円で、下水道受益者負担金271万4,180円は、し尿等の放流先を公共下水道に変更したことによるもので、東浦町の方にお支払いしたものでございます。

27節公課費は、自動車重量税に不足が生じたので18節備品購入費から1,000円を流用いたしております。

2目クリーンセンター管理費7億2,808万3,472円、執行率は99.3パーセントでございます。実績報告書は、11ページから15ページになります。主な支出といたしましては、クリーンセンター職員9名分の人件費と施設の維持管理費であります。委託料の減額がございましたが、職員異動に係る人件費や需用費及び工事請負費の増額がございまして、前年度に比べまして2,268万円余の増額となっております。

11節の需用費1億4,903万9,057円で、消耗品費3,946万5,075円は、排ガスや飛灰処理に使用します消石灰・重金属固定剤などの処理薬剤やバクフィルター、破砕機ハンマーなどの補修用部品が主なものでございます。光熱水費は9,746万990円でございますが、そのうちの88.2パーセントは電気料、11.8パーセントが水道料でございます。修繕料695万8,086円は機械設備11件分と重機車両等の修繕でございます。

なお、不用額となりました170万6,943円の主なものは、燃料費、光熱水費及び修繕料の執行残でございます。

次に26、27ページをお願い申し上げます。

13節委託料3億7,544万8,711円は、24時間体制でごみ処理を行っておりますクリーンセンター運転管理委託料2億2,417万5,000円始め17件の委託料でございます。備考欄の上から5番目の廃棄物埋立処分委託料9,326万9,060円は、焼却灰等を衣浦港3号地や民間の処分場などに埋立処分した費用でございます。不用額の224万1,289円の主なものは、廃棄物埋立処分委託料と破碎不燃物処分委託料の執行残でございます。

15節工事請負費1億3,013万700円は、ボイラ等補修工事を始め9件の工事費で、この工事9件の平均請負率は88.4パーセントでございます。前年度に比べ734万7,900円の増額となっております。

18節の備品購入費44万1,000円は、簡易無線機6台の買替えによる執行でございます。

27節公課費200万8,300円の主なものは、公害健康被害の補償に関する法律の規定で課せられております、汚染負荷量賦課金でございます。

次に、3目洲崎最終処分場管理費76万6,336円は、最終処分場の維持管理に要した費用でございます。

28、29ページをお願い申し上げます。実績報告書は、16、17ページになります。

2項1目温水プール管理費は8,887万3,602円で、執行率は99.7パーセントでございます。主な支出といたしましては、再任用職員1名に係る人件費とプール運営における需用費及びプール維持管理費でございますが、工事請負費及び備品購入費の増額によりまして、前年度より508万円余の増となっております。

7節賃金166万2,000円は、水泳インストラクター1名の臨時雇人料で、11節需用費は2,192万1,696円であります。そのうち消耗品費199万3,553円は、プールの水質保全のための処理薬剤及びポンプなどの機械部品購入費でございます。光熱水費1,683万4,089円は、電気料及び水道料であります。

13節委託料4,855万446円は、プール施設の管理に要する13件分の委託料でございます。備考欄の上から4番目、プール管理業務委託料3,858万7,500円は、プール利用者の受付とプール室内の安全監視が主な業務ございまして、プールの安全監視につきましては、夏休み期間中は10名、それ以外は6名体制で行っております。

14節使用料及び賃借料673万1,212円は、下水道使用料に不足が生じたため18節備品購入費から2万6,000円を流用して執行いたしておるところでございます。その他の主な執行は、プール利用者の駐車場用地借上料でございます。

15節工事請負費532万3,500円は、第1種圧力容器補修工事始め3件の工事費で、この工事3件の平均請負率は90.9パーセントでございます。前年度に比べまして、

416万8,500円の増額となっております。

18節備品購入費139万6,500円は、軽自動車、コースロープ及びレジスターの買替えによるものでございます。

次に30、31ページをお願い申し上げます。実績報告書は、18ページでございます。

4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費は6,659万7,222円で、前年度に比べまして1,016万円余の増額となっております。この要因は、委託料と派遣職員負担金の増によるもので、ごみ処理施設は平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図っておるところでございます。

8節報償費10万円は、ごみ処理施設基本設計業務に係るプロポーザル審査委員会の委員謝礼金を13節委託料から流用して執行いたしております。

13節委託料4,684万6,380円は、環境影響評価業務委託料始め5件の委託業務で、17節公有財産購入費99万6,960円は、ごみ焼却施設建設予定地の中にごございます大府市の水路の払い下げに係る土地購入費。19節負担金、補助及び交付金につきましては、建設事業に携わっております職員2名分の派遣職員負担金でございます。

次に2目最終処分場建設事業費は6億7,079万5,200円で、前年度に比べまして6億3,468万円余の増額でございます。平成25、26の2か年の継続事業といたしまして本年度完成、平成27年度供用開始を目標にいたしておるところでございます。

13節委託料1,057万3,500円は、最終処分場建設工事設計施工監理業務委託料で本体工事同様に2か年の継続事業となっております。

15節工事請負費6億5,999万100円は最終処分場の土木施設と浸出水処理施設建設工事でございます。なお、この建設工事に係る財源内訳と進捗状況は、実績報告書の3ページに載せてございますので、ご覧いただければと思います。

5款公債費1目元金5,034万8,000円及び2目利子425万8,811円につきましては、最終処分場用地取得債及びごみ処理施設用地取得債に係る元利償還金でございまして、ごみ処理施設用地取得債の元金償還が始まりましたために、前年度に比べまして900万円余の増額となっております。

6款予備費は、3款1項1目浄化センター管理費の工事請負費へ400万円充用いたしております。

なお、35ページの実質収支に関する調書、40ページ以降には財産に関する調書につきまして、お目通しを願えればと思います。また、実績報告書には説明以外の組合の成果と実績も載せてございますので、ご覧いただければと存じます。

以上で、認定第1号平成25年度決算のご説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木 隆）

説明が終わりました。

引き続きまして、決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して、古橋監査委員からお願いいたします。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。審査の方法につきましては、平成26年7月8日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をいたしましたものであります。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされておりました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認いたしました。

以上、平成25年度決算に関しては、特段指摘する事項はありませんが、平成25年度から2ヶ年の継続事業で着手された最終処分場建設事業は、計画どおり執行されており、順調に進められているようであります。

今後も工事期間中の施工監理には最善の注意を払い、安全で効率的な工事進捗を図ることを切望するものであります。

また、ごみ処理施設建設事業も着々と進んでおり、いよいよ建設に向けて最終段階に入りつつあります。建設開始にあたっては、各委員会等の技術的な助言を踏まえ、この建設事業が円滑に進むように努めていただきたい。

以上、引き続き厳しい財政状況におかれることが予測されますが、組合施設の運営管理においても効率化を図り、事業推進に努められることを要望し、むすびといたします。

以上で、決算審査意見の説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書を示していただきまして、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。3番、浅田議員。

○3番議員（浅田茂彦）

決算書の17ページで、土地建物の貸付収入が昨年と比べて見てみますと33万7,441円と減額になっておりますが、この貸付面積は昨年と比べても一緒なんですけど、直ぐ還したのか、減額となった理由をお答えください。

○議長（鈴木 隆）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

面積につきまして変更はございません。ただ、貸付料につきましては3年ごとの見直しをいたしております、ちょうど見直しの時期に当たっております。平成25年度から平成27年度に新たに見直しをいたしまして、若干単価が下がっております。その結果、貸付料が下がっておりますのでございます。今、東浦町内のところが調整区域でございまして、平米531円。大府地の方が市街化区域でございまして、平米1,061円でございます、変更前が東浦町の方が平米564円。大府地の方が1,110円でございますので、その差額分ずつ下がっております。

○議長（鈴木 隆）

他に質疑はありませんか。6番、前山議員。

○6番議員（前山美恵子）

実績報告書の8ページに職員の定数の状況が書いてあります。平成25年度のところが23人になっているんですが24対1というところかなり率が高いですから、支障がなかったか、どうして率が減っているのか状況をお聞かせください。

それから、決算書の15ページのクリーンセンター使用料のところの説明で、一般廃棄物の持込み量が全体で3パーセント増えたというご説明でした。この衛生組合では、ごみ処理基本計画、35年までにどれくらい減らすかという、目標を決めていると思うのですが、年度途中で3パーセント増となった25年度は、どのくらい、どういう状況にあるのかお聞かせください。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

ご質問1点目の職員数の関係でございまして。平成24年度24名から平成25年度23名と減っておりますが、これは平成23年度末、平成24年度末にそれぞれ退職の職員が1名ずつございました。24年度に1名採用いたしまして、24年度の24名から25年度の23名に減ったということでございまして、それ以降は事務担当職員につきましては、10名という形でござい

ます。この10名につきましては、この後、平成27年度、28年度に1名ずつ事務職員が退職の予定でございますが、その退職者に対しましては新しく補充という形で採用させていただきまして、事務につきましては、10名体制を維持していきたいという風に考えております。それから現場の職員の方でございます。これは、国の方針もございまして、現業職員につきましては、採用は控えるということが国の方向性で出ておりまして、組合といたしましても職員が退職していく中での職員補充は今のところ考えておりません。今現在は、現業職員7名でございまして、その内4名が再任用職員でございます。この体制で7名のまま退職等が出てまいりまして正規職員は減ってまいりますが当面は再任用職員で7名体制で維持する形で考えておるところでございます。

それから2点目のごみ処理基本計画との関係でございますが、ごみ処理基本計画の現状につきましては資源ごみも含めまして、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ全ての中での8パーセント減量を考えておりますが、資源ごみの回収量につきましては、申し訳ございませんが組合の方では把握いたしておりませんので、全部を含めた時にどうだということはお答えしかねるのですが、それぞれの可燃、不燃等につきましては、それぞれの年次毎の目標値を定めておりますので、この中でご説明させていただきます。

可燃ごみの年排出量につきましては、平成25年度では、計画値は43,401トン実績は42,746.97トンでマイナス1.51パーセントになっております。今のところは目標を達成できておるといふ風に考えております。また、可燃ごみと不燃ごみを併せました、一人あたりの排出量につきましても、平成25年度計画値につきましては、一人一日528グラムという形でございますが、実績につきましては実績報告書14ページにも載っておりますが526グラムということで、目標が達成できておるところでございます。事業系ごみの削減につきましても、25年度の排出量の実績では、計画値の96.8パーセントと目標を達成しております。ただ、表でご覧いただきましたとおり、全体の排出量が増えておりますのは、それぞれの市町の人口が微増ではございますが増加しておる中で、その分だけ若干ではございますが、総量で増えておるといふところでございますが、一人一人の排出量につきましては、横ばいないし減になっておるところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木 隆）

他にございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

認定第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

認定第1号「平成25年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成26年東部知多衛生組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日提出いたしました案件につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げます。東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木 隆）

これもちまして、平成26年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

(閉会)

誠に恐れ入りますが、引き続き全員協議会を休憩なしで開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

鈴木 隆

4番議員

堀田 勝司

10番議員

大村 文俊

